

第三十四回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第十三号

(三三三)

昭和三十五年三月十五日(火曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事飯塚 定輔君 理事額田 彌三君

理事田中 榮一君 理事渡海元三郎君

理事吉田 重延君 理事加賀田 進君

理事阪上安太郎君 理事門司 亮君

相川 勝六君 加藤 精三君

金子 岩三君 龜山 孝一君

川崎末五郎君 鈴木 善幸君

津島 文治君 富田 健治君

川村 義義君 大矢 省三君

出席國務大臣

國務大臣 石原幹市郎君

出席政府委員

自治政務次官 丹羽喬四郎君

總理府事務官 藤井 貞夫君

長 自治庁行政局 奥野 誠亮君

總理府事務官 後藤田正晴君

長 自治庁事務局 石原 周夫君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 大村 筆雄君

本日の會議に付した案件

公營企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)

地方財政に関する件(昭和三十五年地方財政計画)

〇濱地委員長 これより會議を開きます。

去る十二日本委員會に付託となりまし、内閣提出、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〇濱地委員長 政府より提案理由の説明を求めます。石原國務大臣。

〇石原國務大臣 ただいま議題となりました市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

現行の市町村職員共済組合法におきましては、市町村職員共済組合の、いわゆる付加給付及び短期給付に要する費用についての市町村の負担金に関する特例が昭和三十五年十二月三十一日まで認められていたものでありますが、この法律案は、これらの特例が認められる期間を昭和三十六年十二月三十一日まで延長しようとするものであります。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇濱地委員長 政府より提案理由の説明を求めます。石原國務大臣。

〇石原國務大臣 ただいま議題となりました市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

現行の市町村職員共済組合法におきましては、市町村職員共済組合の、いわゆる付加給付及び短期給付に要する費用についての市町村の負担金に関する特例が昭和三十五年十二月三十一日まで認められていたものでありますが、この法律案は、これらの特例が認められる期間を昭和三十六年十二月三十一日まで延長しようとするものであります。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

十一日まで、これを認めようとするものであります。

市町村職員共済組合に付加給付を認めるべきかどうか、また、短期給付に要する費用について市町村の負担金と職員共済金の負担割合をどのように定めるべきかは、種々議論のあるところであり、地方公務員を通ずる統一的な共済制度について検討が進められており、折衷案として、この際は、これらの特例期間を一年間延長することにいたしましたのであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

〇濱地委員長 次に、地方財政に関する件につきまして調査を進めます。

昭和三十五年地方財政計画について質疑を続行いたします。門司亮君。

〇門司委員 私はこの際、地方財政の全体について、この前大蔵省には一応の説明を聞いておりましたが、残りの分をごく簡単に聞いておきたいと思ひます。

一つは、ちょうど主計局長が見えておりますので、事務的に一応聞いておきたいと思ひますが、政府のいわゆる駐留軍に提供した基地その他に対する交付金の問題であります。これはこの前お聞きしたが、はつきりしないので、もう一度事務局からはつきりしていただきたいと思ひます。この法律のできましたのは、国有資産等の所在市町村に対する交付金、納付金の問題

が出て参りました。これと均衡をとることのために、ああいう法律が出たことは御承知の通りであります。それからさらにその算定すべき基礎となるものは、大体固定資産税を基準とするというところは、常識上わかつたこととございまして、従つてどういうべき法律の趣旨からいいますと、交付金が五億であつたり、現行のように十億であるということ自身には、五億にしたというこの算定の基礎は何もないわけでありまして、ただ法律に予算上というよりなことで逃げておるのであります。したが、しかし金を出すことのために、ただ単にこれが予算の都合上、予算の範囲内というよりなことで済まされないのであります。当然あの法律のできた経緯から見れば、固定資産税相当額を出すということが、私どもには常識上正しいと考へられる。そうだといたしますと、十億という金額は、非常に低いのであつて、自治庁の調査によりまして、大体現行の固定資産税の算定になつておる基礎数字を当てはめてみると、大体十七億五千万円以上になるということが考へられます。従つてわれわれから考へて参りますならば、今の十億は当然十七億五千万円という数字でなければならぬと考へるのだが、この点について大蔵省は、ただ単に法律でそうなつておるから、予算上の都合でどうなつたのだというよりな答弁で今まで逃げられておりますが、私はそういう答弁ではこの際逃げられないと思ひます。どうしても法をこしらえたときの経緯から見ても、固定資産

三月十二日

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)

は本委員會に付託された。

第一類第二号

地方行政委員會會議録第十三号

昭和三十五年三月十五日

第一類第二号

地方行政委員會會議録第十三号

昭和三十五年三月十五日

第一類第二号

税相当額を出すべきだと考えるのです
が、この点に対する大蔵省の意見をも
う一応聞いておきたいと思ひます。

○石原政府委員 国有提供施設の交付
金につきましては、御承知のように三
十二年に創設されたわけであります
が、その際の経緯から見ても、固
定資産税が、それだけでやるとい
うと、米軍の駐留に伴ひまして、住
民あるいは公共団体におきまして、それ
に関連をいたしましていろいろな財政需
要が出て参るというよりなことを総合
勘案をいたしまして、門司委員が仰せ
の用に、予算の範囲内という言葉を
用ひまして、初年度五億円、平年度
十億円という額をきめまして、三十
三年度以降十億円に相なつておるわけ
であります。御承知のように米軍の施設
は最近若干撤退といひますが、接取解
除が行なわれてゐるわけでありま
すが、そこら辺の事情を見まして、な
お十億という金額を引き続き計上して
おるようなわけであります。最初から
有財産の所在市町村交付金という
ものがございまして、それは別の体系
でやつて参つておられます。従来
の成り立ちからいたしまして、現在
のような数字に相なつてゐるわけ
であります。従ひまして、計算を、固
定資産税の非課税額そのものに合
わせてやつておられますので、門司
委員の仰せのようにならぬ数字に
相なりませんが、十億という範囲
におきまして、お話のように入割
程度は固定資産税の額、残りの二
割は財政力その他を勘案したとい
うような運用で今日までやつて参
つておる次第であります。

○門司委員 大蔵省の意見はたびたび
そういうことを言われておられます。
しかし問題になりますのは、今の当
局から話されたような固定資産税
だけでなくて、費用の点等もある、
こういうお話を、もう一つの問題
は、あつた財政需要の關係ですが、
これは普通の交付税の中に駐留軍
のからどうだという規定がなされ
ないものであります。そのこと
のあつた二割だけ使へるという
例の交付税の性格をそこに持た
せるということは、今のお話の
問題があるというところは、こ
れは当然であります。ところが
それがさつき言ひましたよう
な、処置をとつておられますが、
一方交付税の対象の中に、基地
の問題が入つておらないとい
う現実の問題がやはり出て
くる。これは大蔵省からい
はせれば、だから二割をどうい
ふかという言いわけが立つとい
ふかと思ひますが、しかしそれ
とは趣意が異なる。政
府の中からは、当然地方の行
政のことがために特別の支出
が要る。これはわかつてゐる。
ところが、制度として二億だけ
特別にとつてあるからよろしい
かといふことは、私は一応言
へると思ひます。しかし、先
ほどから申し上げておきます
ように、問題の性質がそれと
違ふのであつて、こういうも
のについての考え方を十億に
限られるといふわけにはいか
ぬと思ひます。それからもう
一つ聞いておきたいと思ひま
す。それは、もしあなたの方
でそういう意向があるとする
ならば、駐

留軍の所在しておりますところの市
町村に及ぼす財政上の影響、心理
的影響といふようなものについて
一体どういふ処置を大蔵省は
とられておるか。この点大蔵省
は、この中から二億でよろしい
のだといふようなお考えな
のかどうか、この際大蔵省から
はつきり聞いておきたいと思ひ
ますが、これは一体どういふ
んです。二億の範囲内で満
足するほどやつてゐるとお考
へですか。地方の実態はそれ
でよろしいとお考へですか。
大蔵省の意向を聞いて、そ
れから実際の問題について討
議をしてみたいと思ひますが、
まず最初のお考へがあるのか
どうか、聞いておきたいと思
ひます。

○石原政府委員 駐留軍のありま
すことに伴ひます。特別の財政
需要にきましては、先ほど申
上げました基礎交付金も一つ
の手段でございまして、特別
交付税におきましては、三十
五年分といたしましては、市
町村分で一億三千万程度の金
が算定されてゐるわけであ
ります。なお御承知のよう
に、調達庁におきましては、
調達庁の予算がございまして、
各種の損失補償の額が計上
されておられます。たとへ
て申しますと、道路の改修に
おきまして二億五千万円、そ
の他特別損失補償といふよう
な項目におきまして、これは
もちろん公共団体だけの金額
を書き抜いてございせんが、
特別損失補償金といひまして
は、二十九億といふような金
を三十五年から計上してござ
います。この中で公共団体に
対する補償分もあつたので、
それらを合算して、それから
先ほど申し上げておきます
十億の中の二億といふよう

なものも合算しまして、これを
財政力とにらみ合わせながら
配分をいたす。それによりま
しておおむね所要の額をま
かなつていけるというふうに
考へてゐる次第であります。

○門司委員 大よそそれが所要
の額をまかなつてゐるとい
うお話でありまして、それが
、それなら一応この際聞いて
おきたいと思ひますが、たと
へば福岡県、芦屋の飛行場、
これは今年一ぱいで大體軍
は撤退するといふことを明
確にいたしておられます。そ
の隣村である岡垣村、この
村は御承知のように飛行機
の射撃場になつておつて、
標的を持つておられます。こ
の二つにまたがる問題とし
てまん中に矢矧川といふ、
あまり大きな川ではありません
が、川が流れて貫流して
おられます。この川は、米軍
の基地の中に止まつてゐる
ために立ち入り禁止になつ
てゐる。そして八年前ある
いは十数年来ほとんど改修
がされておらない。向こう
さんが立ち入り禁止を命
じておられますから、なか
なか簡単にその中を改修す
るわけにはいかない。この
改修ができないために水害
その他で上流に及ぼす影響
がかなり出てきておる。本
年度やつとこの問題につ
いていろいろ相談をして
おるわけでありまして、大
蔵省の意向といふのは一向
はつきりしない。これをもし
村があるいは福岡県がや
るとすると、今まで放置さ
れておつた川でありまして、
約一億近い金がかかるよう
になつておる。あまり大き
な川ではありません、小さ
な川であります。そういう
ものが現実に出てきておる
のです。そういうものにもか
かわらず、今のお話のよう
に二十九億ばかりの金があ
るから何とか調達庁の関
係でそういうものを補償し
ていこうといふようなお考
へがあるかも知れませんが、
しかし総体のワクが少な
ければ、なかなかそういう
わけにはいかないと私は
思ひます。

もう一つの問題は、同じこ
ろにある学校の問題です。
御承知のようにジェット
機の爆撃の演習地であり
ますから、板付の飛行場
から来るものと、岩国の
飛行場から来るものと、二
つの飛行場から三機編隊
でほとんど毎日やつてきて
おる。そして学校もここ
では防音装置ではないけ
ない、防音建築でなければ
いけません。この防音建築
に小学校を、中学校を直
すといふこと。あるいはこ
れは養育所がある。こ
ういふものの設置が十
数年來そのまま放置されて
おる。今こゝろになつて
やつと防音建築をするか
しなにかについても大蔵
省はきつておる。大蔵省
も最近調査に行かれます
といふ話を聞いておられ
ます。あるいは調査にだ
れが行つたか、名前を言
へませんが、大蔵省の事務
官が行つておる。ごく最
近、つい一週間以内くらい
に行つておる。そういう
問題は、ことにこの地区
は御承知のように三つば
かりといふところがある
わけでありまして、模擬
弾の爆撃がかなりひんぱ
んに行なわれておる。新
聞紙も伝へておるが、あ
なたのところに図面を持
つて行つて、何月何日ど
こに落ちたといふことを
はつきり言つていいて、
二カ月に九発といふこと
が書かれてゐる。幸い今
まで人に害を及ぼして
おることはありません。実
際は村の中に、はなは
だしいのは標的から一
里くらい

離れたところ、四キロないし五キロの、近いところに誤爆で落っこつてきておる。きわめてあぶないところだ。こういうものについても何らの補償をされておらない。一方、落ちたやつには、たまの始末をするのに百円置いていくと言っておりますが、一体誤爆をして、百円の補償で村民が安心しておられるかどうかということです。こういう事態について、単にこれを調達庁にまかしてあるというだけでは私はなかなか済まないと思う。やはり大蔵省がこういうところについては目をあけて、そして処置のできるような、支出の面から考えても、こういう妥当性のある一応理屈のつく、基地に対しては、交付金というよりなものについては、私はやはり正常に戻すべきじゃないかということが考えられる。従って十億の算定の基礎というものはもう少しお考え願って、こういう事態についても、単に損害補償の問題だから、あるいはそういう事態だから、これを調達庁の資金の中からといったって、大蔵省が承認しなければ——調達庁のいうことをなかなかあなた方聞かれない。調達庁が幾ら申請したってなかなか聞かれない。当然検査の結果は、今の岡垣村の中学のごときは防音装置ではいけないのだ、防音建築でなければいけないのだということがはっきり出ている。にもかかわらず、四の五の言っているのはあなたの方なんです。これを一体あなた方どうするつもりなんです。これは当然算定の基礎を設けるべきだと思ふのだが、そういう事情については、時間もございません、あとの質問もございますので申し上げますが、算定の基礎をもう少し

しはつきりすることのために、交付金の問題については固定資産税相当額というようないかに一応きめることが私はよろしいのではないかと、その点は考えられるのでありますが、その点はどうかですか。この際一つどうしてもしないという理由があるなら、どうしてもできないという理由を私ははつきりしていただきたいと思ひます。

○石原政府委員 先ほど門司委員がおあげになりました芦屋の付近の川の関係、学校の関係あるいは誤爆の関係、これらにつきましては、私今各個の事情を詳細に存じておらないわけでございますが、おのおの調達庁の方で見ても、おの調達庁がございまして、たとえば学校の問題にいたしまして、何フォン以上はどうかという措置をいたすというような、全国を通じて基準がございまして、そこら辺の現実の資料をつかみまして、調達庁が必要に應じておられたい方に相談をするということに相ならうかと思ひます。先ほど申し上げました特別損失補償の金額もございまして、立法上の問題といたしましてどういうような事情にございまして、そこら辺をよく取り調べていきたいと思います。

最後にお尋ねのございました固定資産の評価額で、あるいは固定資産税の非課税額で金を計算しないかというお尋ねでございますが、これは先ほどお答え申し上げましたように、この制度の経緯あるいは由来から申し上げまして、今申し上げておられますように、必ずしもその額をねらうてというのではありません。今のようないく、二割三割というようないく、ある程度財政

力その他の財政事情に應じて金に分け方をいたす方が、よりよく現実の事態に對して適当に参るかと思ひます。現在この制度をもつていたたらどうであらうかというふうに考える次第であります。

○門司委員 あなたは誤解されては困るのですが、私は何も配分の方法をとかやく言っているのではありません。配分の方法についてはいろいろ問題があらうかと思ひますが、金自体の算定基礎は、そういうことにして出すということが一応考えられないかという事です。そうすると問題になります。今、今少ない金をお互いに分け合つておりますから、従つてさつき申し上げましたような、当然やるべき仕事を十分にこなさないような弊害が出てきておる。これはここだけではありませぬ。三派に行つても同じようなことが出てきておる。特にこういう基地を持つております地方の財政状態というものは非常にデリケートなものがあつて、基地経済というものは非常にむずかしいのであります。これを一般の地方財政計画の中から全部見ておつたのが誤りであります。その基地があるために財政需要がふくらんでくる。同時に、その基地を撤廃することによつて、そこに及ぼす財政上の影響は非常に大きい。基地経済にたよつておる自治体の財政需要というものは非常にむずかしいのであります。ところが、そのむずかしい問題の根本は一体どこにあるかといへば、財政の問題が十分にまかなわれないだけのものがあれば、かりに軍が撤退いたしました、ある程度地方の自治体の仕事というものはでき

るのであります。軍が撤退した跡始末をどうするかということが非常に大きな問題になつておる。たとえば今申し上げました芦屋なんかでも、今年一ぱいに引き揚げてしまふ。あとに自衛隊を約三千くらゐ入れるというのをこの間防衛庁長官は話しておりましたが、しかしこんなのもがきては芦屋の今の経済を保つていくわけにはいかない。その事前にはやはり財政上の問題として、当然自治体の立つていくような姿というものを認めるのが私は必要じゃないかと思ひます。従つてこの際申し上げておきたいと思ひますことは、そういう基地経済に対する特別の配慮をするというところが一応考えられないか。いわゆる撤退後におけるこの種の交付金というのを、一体どういう姿でまかなつていくかということ。これは基地交付金がなくなれば、あと国有資産等の問題でという議論が出て参ります。この場合に聞いておきたいと思ひますことは、算定の基礎になるもので、今は使つております、それから建物等がございまして、従つて割合に話もしやすいのであります。彼らが撤退した跡の始末というものは、現在では飛行場に使つておる、現在では宅地に使つておる、あるいは住居に使つておる。そういうものが全部なくなつて、そうしてあとこれを固定資産税の方に、国有資産の方に切りかえていくというところになります。ここから起る問題は、おそろく評価の問題が出てくるかと考えられる。評価が安くなるとうりとも考えられる。従つて、そういう問題との関連性を大蔵省としては一体どうお考えになつておるか、この際もし

お考えがあるなら、一つ聞かしておいていただきたい。そういういたしませんと、基地を持つておるところは非常に不安でたまらない。基地がなくなつたあと、どうにもならなくなつていく状態が出て参ります。だから基地交付金と同時に、国有資産等の交付金、納付金に対する法律と両方に関連をいたしますが、基地撤退後におけるそういう財政的な処置というものを、どういう形でおとりになるか、この点を一つ聞いておきたいと思ひます。

○石原政府委員 接収解除に相なりまして、基地が返還をせられた後に、おける問題でございますが、これは解除をせられた施設をだれが使うかというところにもよるわけでございます。自衛隊が使う場合もございまして、学校が使う場合もございまして、あるいは民間の施設が使う場合もございまして。そのおのにおのによりまして、いろいろ違ふことだと考えられます。従ひまして、その全体を通じて、国としてはどういう考えを持つておるかというところになります。それは総括した一本の方針があると申します。これは、各個の事態に應じた処置をいたすということに相なるかと思ひます。いずれにいたしまして、基地が返つて参りますときに、多少の摩擦的な問題もあつたように思ひます。あるいはその後の施設の利用いかんによりましては、問題があることは事実でございます。この辺につきましては、そのおのの場合に應じます措置をせざるを得ないと思ひます。今具体的にどういふ一つの方針があるかということをお答えするわけには参らぬかと思ひます。

○門司委員 今の答弁だけでは、私もそのままだけで受けるわけにいきません。御承知のように、場所的に見れば、十分使える場所があります。それは、たとえば横須賀のように、一時はああいふ形になるが、あとは民間が入ってきて使えば、相当の固定資産税が入るでしようから、一時の混乱だけだと考えます。ところが今の戸数の飛行場のようなどは、元には返らぬのです。自衛隊が三千人くらい入りましても、あの広い飛行場をどうするわけにもいかない。そして、それならその飛行場は民間に利用できるかといえ、これまたできないところなんです。そうすると、勢いその財政規模は縮小せざるを得ない。しかし一応膨張した財政規模が、急に縮小されるわけでもございせん。そうすると、どうしても財政上非常に困難な状態に陥らざるを得ない。そういうものに對する何かの処置がこの際考えられるべきではないか。そのことについては、自治庁にも一つお伺いしておきたいと思いますが、急激にそういう形が出て参りますが、そしてあとの利用価値の比較的に少ないようなところの自治体に対するこの問題の事後処理について、私は今のようなどでは市町村は不安でやりきれないと思ふ。そう急に人口が減るわけでもありません。そう急に学校がなくなるわけでもありません。片方では、御承知のようにずっと失業者が出て参りまして、納税の額がだんだん減ってくるであらうといふことは当然考えられる。従来からある本来の姿である税金も入らない。それから施設その他を急に縮小するわけにもいかな。因からくる財政処置は減額される

といふことになりまして、自治体の存立すら危ぶまれるようなところがございます。これはいかと私は考へる。こういう問題については、こういう制度とからみ合せて、私は何かの処置がこの際とられるべきではないかと思ふ。従つて、最後に自治庁と両方に聞いておきたいと思ふことは、そういう事態の起きたときに、これを救済する方法を一体お考えになつておるかどうかといふことでもあります。今までの大蔵省の答弁では、何ら救済をされるという証拠も見出せませんし、われわれ理解をするわけにいかないものであります。が、そういう地方の自治体の財政的の基礎が、基地があつたといふことのたに、あるいは基地がなくなつたといふ現実で招来される地方自治体の財政上の処置といふものは、今の交付税の範囲で行なうとしてもなかなか困難であります。従つて、特別の処置がこの際私には何か必要ではないかと考へられるが、こういう点について大蔵省と自治庁の両方から、もしお考えがございすれば、この際何つておきたいと思ふ。

○奥野政府委員 駐留軍が撤退いたしました。今まで使用していた施設が返還になる。しかしながら、それがまだ固有のままでは貸付を開始されないといふような場合には、従来は国有提供施設等所在市町村助成交付金に關する法律によつて交付を受けておつたけれども、撤退後はその交付は受けられない。しかも固定資産税の課税ができなす。失業者がふえたり、あるいは生活保護の支給対象がふえたりした場合には、それに対応する財源を、特別交付税の算定の場合に計算することにしたしております。なお、今申し上げましたように、返還になつたあと、国有提供施設等所在市町村助成交付金に關する法律の交付が受けられず、固定資産税の課税もできないといふような場合には、もちろん、今申しましたように特別交付税の交付もいたしてあります。愛知県の守山市が、本年度ちやうどそれに該当した市であつたように記憶いたしております。十分ではございませんが、そういう形において若干の救済措置は講じて参つてきておるわけでございます。

○石原政府委員 ただいま自治庁側からお答えがございました。特別交付税の措置もございまして、それ以外にいたしましては、たとえば自衛隊員が入りますと、それに伴う住民税の収入といふようなこともございまして、先ほど申し上げましたように、各個の場合に応じて何らかの対策をとつて参りたい。今自治庁側から御答弁がありまして、特別交付税の一つの方法でありまして、なお、先ほどお話しのような民間施設については、これは固定資産税が入つて参るわけでありまして、やはり各個の場合に応じて対策をとるよう、自治庁ともいろいろ相談したいと考えております。

○門司委員 今主計局長の答弁です。が、お話しになつておられるようなことは、私どもの方でもわかつております。ただ問題になるのは、交付税の特別交付税をしても、これは全体のワケでとつておりますから、おのずからほかの影響して、当然ある公共団体に配付さるべきものが削られるといふことになると思ふ。いづれにしても、今の交付税の特別交付税をいたしてありますものは、全体のワケの中から出される金でありますから、当然配付を受けると考へておつたが、一方に基地があつたことのために、そちらによけい金が入つてしまつて、多少でも全体に入る分が減るというやうなことが一応考へられるわけでありまして、そういうものではなかつて、従来の法の建前からいふと、市町村あるいは都道府県の財政の中で、特別の処置を必要とするやうなことが出た場合の全体的なものの考へ方であつて、これを基地があるといふ特有のものとの関連性を持たせるといふことは誤りだと思ふ。もし基地に對する問題でそういう処置をしなければならぬといふことになれば、それはやはり国有提供施設等所在市町村助成交付金の中からこれをまかなつていくといふことの方が、筋が通るのじやないかと考へる。そういたしますと、今の答弁のように相談していただくことでなくして、この際はつきり、そういう問題については一般の交付税の方には關係なく、国有提供施設等所在市町村助成交付金の中からこれを支払つていくやうな建前をとることの方が、一般に影響も及ぼさないで、筋も通る話だと私は思ふ。それには今のつかみ分けのやうな十億といふ、何ら算定の基礎のないやうなものでは、私はいけなかつたと思ふ。やはりつきりした数字といふものを出してもらつて、そしてお互いの中からも支分もしていくといふ形の方がどうしても正しい考へ方だと考へるので、この問題で最後に聞いておきたいと思ふこと

は、そういう意味で、この提供資産等に對する試算をする基礎をはつきりきめて、政府の財政上の都合でいいといふやうな、お情けのやうなあるいはつかみ分けのやうな、算定の基礎のはつきりしない現行法を改めて、私は今固定資産税相当額といふやうな話をいたしましたが、いづれにしてもそういう形で算定のできる、全部が納得のいく姿で配分のできるやうにこれを改めていく、法律を改めていくといふお考えは、今のところございせんか。

○石原政府委員 冒頭にお答えをいたしましたやうな建前で、現在の法律も予算の範囲内といふことになつておりました。私もいたしましては、現行法の趣旨をもちましてやつて参つてつくりやないかといふふうに考へております。

○門司委員 いや、現行の建前はわかつておるのです。しかし今申し上げましたやうに、いろいろの不都合が出てきておるのです。従つて、算定の基礎をはつきりすべきだといふことなんです。政府の都合が悪ければ、これを五億に減らされたつて、今の法律のままでいけば文句は言えないでしやう。あるいは三億に減らされたつて文句は言えない。それでは地方の自治体は非常に不安だといふのです。だから、はつきりした算定の基礎を設けておきなさいといふのです。予算の範囲内で、財政の都合といふことになると、必ずしもふやさいといふことばかりではない、減らすといふこともあり得るでしやう。だからそういうことのないやうに、基地を持つておる自治体の安心のできるやうに、算定の基礎をはつき

りしておいてもらいたいということですが、それには、そこに何らかの基礎数字をはき出すものがなければならぬ。その一つの基礎として、私は固定資産税相当額というものはどうかという話をしたのです。法律の話は、われわれだって知っておる。今聞いているのは、そういう法律を直す腹があるかないかということです。今日の基地経済を見てもらいなさい、どういふ状態にあるか。基地がなくなつたあとの悲惨な状態を見てもらいなさい。だから、少なくともそういう不安のないようにするためには、一応そういう算定の基礎を明らかにしておいて——これは国が責任を負うべきなんです。何も地方の自治体が好んで軍事基地ができておるわけじゃないのです。犠牲でしょう。戦争は終わつてい

ます。その法律を改めるかどうか、改める意思があるかどうかを聞いておる。もし改める必要がないというなら、必要がないというのをはつきり言つていただきたい。基地経済なんかどうでもいいのだという御意見なら、それでよろしいのです。その大蔵省の見解だけは、ここではつきりしておいてもらいたい。

基地経済を見てもらいなさい、どういふ状態にあるか。基地がなくなつたあとの悲惨な状態を見てもらいなさい。だから、少なくともそういう不安のないようにするためには、一応そういう算定の基礎を明らかにしておいて——これは国が責任を負うべきなんです。何も地方の自治体が好んで軍事基地ができておるわけじゃないのです。犠牲でしょう。戦争は終わつてい

ます。その法律を改めるかどうか、改める意思があるかどうかを聞いておる。もし改める必要がないというなら、必要がないというのをはつきり言つていただきたい。基地経済なんかどうでもいいのだという御意見なら、それでよろしいのです。その大蔵省の見解だけは、ここではつきりしておいてもらいたい。

基地経済を見てもらいなさい、どういふ状態にあるか。基地がなくなつたあとの悲惨な状態を見てもらいなさい。だから、少なくともそういう不安のないようにするためには、一応そういう算定の基礎を明らかにしておいて——これは国が責任を負うべきなんです。何も地方の自治体が好んで軍事基地ができておるわけじゃないのです。犠牲でしょう。戦争は終わつてい

ます。その法律を改めるかどうか、改める意思があるかどうかを聞いておる。もし改める必要がないというなら、必要がないというのをはつきり言つていただきたい。基地経済なんかどうでもいいのだという御意見なら、それでよろしいのです。その大蔵省の見解だけは、ここではつきりしておいてもらいたい。

基地経済を見てもらいなさい、どういふ状態にあるか。基地がなくなつたあとの悲惨な状態を見てもらいなさい。だから、少なくともそういう不安のないようにするためには、一応そういう算定の基礎を明らかにしておいて——これは国が責任を負うべきなんです。何も地方の自治体が好んで軍事基地ができておるわけじゃないのです。犠牲でしょう。戦争は終わつてい

ます。その法律を改めるかどうか、改める意思があるかどうかを聞いておる。もし改める必要がないというなら、必要がないというのをはつきり言つていただきたい。基地経済なんかどうでもいいのだという御意見なら、それでよろしいのです。その大蔵省の見解だけは、ここではつきりしておいてもらいたい。

よ。われわれはこれを改めていきたいというところで聞いておるのです。これを大蔵省は改める意思があるかないかということ、ないならないという理由をはつきりしてもらいたい。これでよろしいのだというのをはつきりしてもらいたい。今の答弁だけでは、よろしいのだという理由はどこにもないのです。法律はこうなつておるから、法律ができたときはこうだからこれでいいのだという話だけです。それはこれまでの話だ。これからこの法律を改めようという——改める必要はないという御意見なら、それをこの際承つておきたいと、こう言つておるのです。

よ。われわれはこれを改めていきたいというところで聞いておるのです。これを大蔵省は改める意思があるかないかということ、ないならないという理由をはつきりしてもらいたい。これでよろしいのだというのをはつきりしてもらいたい。今の答弁だけでは、よろしいのだという理由はどこにもないのです。法律はこうなつておるから、法律ができたときはこうだからこれでいいのだという話だけです。それはこれまでの話だ。これからこの法律を改めようという——改める必要はないという御意見なら、それをこの際承つておきたいと、こう言つておるのです。

よ。われわれはこれを改めていきたいというところで聞いておるのです。これを大蔵省は改める意思があるかないかということ、ないならないという理由をはつきりしてもらいたい。これでよろしいのだというのをはつきりしてもらいたい。今の答弁だけでは、よろしいのだという理由はどこにもないのです。法律はこうなつておるから、法律ができたときはこうだからこれでいいのだという話だけです。それはこれまでの話だ。これからこの法律を改めようという——改める必要はないという御意見なら、それをこの際承つておきたいと、こう言つておるのです。

よ。われわれはこれを改めていきたいというところで聞いておるのです。これを大蔵省は改める意思があるかないかということ、ないならないという理由をはつきりしてもらいたい。これでよろしいのだというのをはつきりしてもらいたい。今の答弁だけでは、よろしいのだという理由はどこにもないのです。法律はこうなつておるから、法律ができたときはこうだからこれでいいのだという話だけです。それはこれまでの話だ。これからこの法律を改めようという——改める必要はないという御意見なら、それをこの際承つておきたいと、こう言つておるのです。

○門司委員 どうもその辺がわからぬのです。なるほど行政財産でありまして、収益財産というものはわかつておるのです。だから私がさつき申し上げたように、この基地を持つておるところは国の犠牲だ、こういうのです。よ。これについての代償なんです。それなら私はここではつきり聞いておきますが、もし誤爆等があつて、安心してその土地におられない、それらの諸君が全部引越したいという意見を出してきたら大蔵省はどうします。日本政府はどうします。どういふ補償をするつもりなんです。こういう犠牲を忍んでおるのです。あなた方の住んでおる部落に、かりに一月間に四半の割合で誤爆されてもらいなさい。その下におつてどういふ気持ちがしますか。い

○門司委員 どうもその辺がわからぬのです。なるほど行政財産でありまして、収益財産というものはわかつておるのです。だから私がさつき申し上げたように、この基地を持つておるところは国の犠牲だ、こういうのです。よ。これについての代償なんです。それなら私はここではつきり聞いておきますが、もし誤爆等があつて、安心してその土地におられない、それらの諸君が全部引越したいという意見を出してきたら大蔵省はどうします。日本政府はどうします。どういふ補償をするつもりなんです。こういう犠牲を忍んでおるのです。あなた方の住んでおる部落に、かりに一月間に四半の割合で誤爆されてもらいなさい。その下におつてどういふ気持ちがしますか。い

○門司委員 どうもその辺がわからぬのです。なるほど行政財産でありまして、収益財産というものはわかつておるのです。だから私がさつき申し上げたように、この基地を持つておるところは国の犠牲だ、こういうのです。よ。これについての代償なんです。それなら私はここではつきり聞いておきますが、もし誤爆等があつて、安心してその土地におられない、それらの諸君が全部引越したいという意見を出してきたら大蔵省はどうします。日本政府はどうします。どういふ補償をするつもりなんです。こういう犠牲を忍んでおるのです。あなた方の住んでおる部落に、かりに一月間に四半の割合で誤爆されてもらいなさい。その下におつてどういふ気持ちがしますか。い

○門司委員 どうもその辺がわからぬのです。なるほど行政財産でありまして、収益財産というものはわかつておるのです。だから私がさつき申し上げたように、この基地を持つておるところは国の犠牲だ、こういうのです。よ。これについての代償なんです。それなら私はここではつきり聞いておきますが、もし誤爆等があつて、安心してその土地におられない、それらの諸君が全部引越したいという意見を出してきたら大蔵省はどうします。日本政府はどうします。どういふ補償をするつもりなんです。こういう犠牲を忍んでおるのです。あなた方の住んでおる部落に、かりに一月間に四半の割合で誤爆されてもらいなさい。その下におつてどういふ気持ちがしますか。い

きておるといふことは、やはりそういうことが勘案されておる。だから算定の基礎ぐらゐりだけどこかに明確に置くということが、この際私はどうしても必要だと考える。もしこれ以上大蔵省が答弁ができないというなら私は聞かなくともいいのです。従つて結論として、大蔵省は今日の基地経済についてきわめて冷淡だということを言う以外に話の持つていきどころがなからうと私は思う。それでよろしいかどうかということなんです。これは大蔵省は、少しくどういふのですが、どうなんです。私はそういう一つのはつきりした数字を出す基準を定めておきたい。そうして基地経済というものをもう少し政府が認識するという建前をとつていきたい。ただ、お前たちは困るだらうから、このぐらゐの金をやつておけばよからうというだけのことで済まされる問題ではないと思ふのです。

きておるといふことは、やはりそういうことが勘案されておる。だから算定の基礎ぐらゐりだけどこかに明確に置くということが、この際私はどうしても必要だと考える。もしこれ以上大蔵省が答弁ができないというなら私は聞かなくともいいのです。従つて結論として、大蔵省は今日の基地経済についてきわめて冷淡だということを言う以外に話の持つていきどころがなからうと私は思う。それでよろしいかどうかということなんです。これは大蔵省は、少しくどういふのですが、どうなんです。私はそういう一つのはつきりした数字を出す基準を定めておきたい。そうして基地経済というものをもう少し政府が認識するという建前をとつていきたい。ただ、お前たちは困るだらうから、このぐらゐの金をやつておけばよからうというだけのことで済まされる問題ではないと思ふのです。

きておるといふことは、やはりそういうことが勘案されておる。だから算定の基礎ぐらゐりだけどこかに明確に置くということが、この際私はどうしても必要だと考える。もしこれ以上大蔵省が答弁ができないというなら私は聞かなくともいいのです。従つて結論として、大蔵省は今日の基地経済についてきわめて冷淡だということを言う以外に話の持つていきどころがなからうと私は思う。それでよろしいかどうかということなんです。これは大蔵省は、少しくどういふのですが、どうなんです。私はそういう一つのはつきりした数字を出す基準を定めておきたい。そうして基地経済というものをもう少し政府が認識するという建前をとつていきたい。ただ、お前たちは困るだらうから、このぐらゐの金をやつておけばよからうというだけのことで済まされる問題ではないと思ふのです。

きておるといふことは、やはりそういうことが勘案されておる。だから算定の基礎ぐらゐりだけどこかに明確に置くということが、この際私はどうしても必要だと考える。もしこれ以上大蔵省が答弁ができないというなら私は聞かなくともいいのです。従つて結論として、大蔵省は今日の基地経済についてきわめて冷淡だということを言う以外に話の持つていきどころがなからうと私は思う。それでよろしいかどうかということなんです。これは大蔵省は、少しくどういふのですが、どうなんです。私はそういう一つのはつきりした数字を出す基準を定めておきたい。そうして基地経済というものをもう少し政府が認識するという建前をとつていきたい。ただ、お前たちは困るだらうから、このぐらゐの金をやつておけばよからうというだけのことで済まされる問題ではないと思ふのです。

ような米軍の駐留に伴います損失補償の問題につきましては、今お話しのないゆる基地交付金とは別途に、調達庁におきましての施設提供費、そのうちから払っております。先ほど申し上げました損失補償の方の問題に相なりますので、この方には、いろいろの場合に上げましたように、いろいろな場合におきまず基準を作りまして、その基準に基づきまして所要の措置をとっておるわけでありまして、この基地交付金の方の問題は、申すまでもなく地方団体そのものの財政の問題でございしますので、先ほど来申し上げておりますように、基地等を提供せられておるといふ実情を見まして、特定の金額を予算に計上していくというやり方できておるわけでありまして、それに対しまして、何らかの確たる基準を設けるべきじゃないかというお話でございしますが、これにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、できました経緯から見まして、現在のよくな制度で運営に万全を期して参るべきじゃないかというふうに考えております。

○門司委員　大蔵省の意見がそうだとすれば、これ以上聞きませませんが、大蔵省もやはり国民の税金を使つておるでしよ。これらの地区における人も税金を納めておる。納めなければ差し押えて競売をするでしよ。そうだとすれば、何も自分のふところから昔の殿様が出しておるようなものの考え方ではなくして、算定の基礎だけははっきりする。金が多いとか少ないとかいうことは別にして、算定の基礎をはっきりする。そうして地方の公共団体にさういふ基礎に基づいて当然政府から交付するべきものだといふ考え方を持たせる

ことが、私はこの際正しいと思う。地方の自治体にその請求する権利というものがある。ただ法律に基づいて、こういう法律ができたからということを出しておる。上の方でこれをただ算定するだけだということでないに、自治体の権利として当然要求する権限をこれに与えていきたい。そうすることが自治のほんとうの姿である。財政の中で国からお恵みのような金で十億がきまつておる。このワクの中からこれをこういふふうに分けておるのだということではなしに、交付税にしましておると思う。この算定の基礎はつきりしておつて、その中から出しておるのだから、片方の財政上の都合で多くなるか少なくなるかということではなしに、どうしてもこの問題に対しては算定の基礎を明らかにする必要があると思う。その考え方が必要ではなし上げましたようなことが必要ではないかと考えるのだが、大蔵省は、どうしても算定の基礎を置く必要はないのだ、おれたちの考え方でよろしいんだという、あくまでも官僚的なものと考ええ方、あくまでも封建的なものと考え方でいいか悪いかということとは少し考えてもらいたいと思う。この点どうですか。どうしてもそうでなければいかぬのですか。算定の基礎を与えたからといっても同じことですよ。明確にする。そうして地方の自治体はその算定の基礎の明確なものに基づいて要求ができるということ、こういふ形にする方が筋が通りはしませんか。今どこかにこういふものがありますか。いずれ十億を組まれるのにも、今のままの姿では、ただ十億くらいでよからうとい

うことでしょう。そういうもので国民の税金を使うというとはいか悪いかという事です。国民の税金を使うなら、やはり使ふよりな算定の基礎を明確にして、こういう理屈でこうなつておるから、これだけ出しますという数字が出てこなければ、私はなかなか納得がいかないと思ふのですよ。だから大蔵省は、あくまでもつかみ分けでいいのだ、おれたちにまかしておけ、おれたちの金だからおれたちだけで使うのだという不都合な考え方を持っておるか。あなたの方のお考えというのとは、そういうお考えですか。これは納税の義務のあるものであつて、しかもそれによつて地方の自治体の長というものはやはり行政を執行していかなければならぬ。執行する義務がある。その行政を執行をしていく義務の基礎になる財政が、政府のお恵みによつてやられていくというよりなことが、今日の社会において許されるかどうか。私はもう一步を譲つて、あるいは固定資産税相当額ということを言つたが、そういうものを基礎にして何かはつきりした根拠のあるものにしていくという大蔵省の考え方がどうしてもないというのですか。もう一度はつきりした答弁を聞かせていただきたい。

○石原政務委員 基地交付金が始まりましてすでに三年目に相なろうかと思えます。従いまして、八割は固定資産の価額、二割は財政力その他の事情を勘案いたしまして配分をいたすということも一応確立せられておるわけであります。従いまして、具体的な配分の問題あるいは積算の問題としては計算はできるわけであります。ただ私が申し上げますのは、門司委員のお尋ねの

ように、それでは固定資産税の非課税相当額を十七億にふやせというお話でありますから、私どもはこの制度のできた経緯からしまして、そういうようなことには相なりませんので、法律制定当時の事情から見まして、十億という金額をもって今申し上げたような配付をやって参りたいというふうに申し上げたわけであります。その配分なり今申し上げましたような意味における積算というものは十分にあると思います。それに基づいて積算をいたしておるわけであります。

○門司委員 私はもうやめようと思いましたが、そういうことを言われると、ますますわからなくなりました。今の配分の方法については私も知っております。あなたに聞かないでも知っている。私は、配分の方法を議論しているのではない。配分の算定の基礎を明確にしなさいと言っておるのです。そのことを話しておる。あなたは、さつき配分の方法をどうこうと言われたのですが、固定資産税相当額の十七億、これは今固定資産税相当額のワクは十億しかないから、固定資産税相当額のわずか六割でまんしろ、こういうことになっておるでしょう。こういう事態を私は改めていきたい、こう言ってますよ。きちんとした言いわけの

できるものにするということなんでしょう。これは私欲められるはずだと思えます。政府もその方が案だと思えます。算定の基礎がはつきりしておれば、これでやれるじゃないですか。五億を十億にしたときにも、やはりそういう議論があった。五億ではどうにもならぬからふやしたらどうかということ、これもふやされた。その経緯も

あなたは御存じでしょう。だからこの際もう三年になるから、どうしてもこの算定の基礎を手えていきたいということ、大蔵当局にそういう意思がないというなら、私はこれ以上聞きませせん。あとは大臣にきてもらつて、大臣との話し合いをしていきたい。

○亀山委員　ちょっと関連して。たがいま基地交付金の問題について門司委員からいろいろ肯綮に値いする御質問があつた。大蔵当局の御説明も、現段階においてはよくわかりますけれども、今門司君の言われましたように、算定の基準というものをある程度明定化するということが――基地交付金というものができた経緯から見てあるいはやむを得ぬと考えられるというようなお言葉もありますけれども、もう現

在においては、私は門司君の言われることはまことにごもっともだと思ふ。この際政府当局において一つ十分御検討願ひたい。これは自治庁及び大蔵当局両方で、この問題を、今のようになさるゝか工夫せられるということでなしに、何か工夫せられました、この基地交付金の算定の基準を明定化されるように私どもはお願い申し上げたいと思ひますが、その御意思があるかどうか、この点を自治庁長官に一つお伺ひしたいと思ひます。

○石原國務大臣 自治庁といたしましては、これはやはり今日におきましては、何かそういう基準のようなものを考え、その通りに財源の關係でできるかできないかは別といたしまして、一応の基準なり、そういう考え方を持つ、ということとは、これは当然じゃないか、そういう線で大蔵当局ともいろいろ折衝はしておるのであります。今後とも

私の方の立場といたしましては、働きかけまして、十分検討していきたい、かように思ふ次第でございます。

○亀山委員 たいま自治庁長官の非常にはつきりした御答弁をいただきましたが、これは大蔵省にもお願いしたい。結局これがつかみ金という感じは、今門司君の言われたようにほんとうにびんときません。それは門司委員の言われる通りです。そこである程度金額の問題は別問題として、この算定の基準を明定化されるようにぜひ御検討をお願いしたいと思います。主計局長、いかがでございますか。

○石原政府委員 御承知のように、先ほどもちよと申し上げたのでありますが、基地が接収解除になっておる面がございまして、対象も一応漸減をいたしておるわけでございます。そういうことと関連をいたしまして、先ほど来門司委員のお尋ねのように、固定資産税の非課税相当額を一つ算定しろというところでなく、どういうような積算をいたすかという点につきましては、検討をいたす余地があると思ひます。ただこれには特殊の経緯もございします。従来から三年間にわたって実施せられておりますので、今までのやり方で参ります方が、かえって円滑に参るといふ面があるかもしれません。そこら辺もあわせて検討してみたいと思ひます。

○亀山委員 今自治庁長官並びに主計局長の御答弁のように、門司委員の言われた趣旨は、われわれほんとうに同感でありますので、どうかこの上とも十分に御検討をお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○門司委員 その次に一つ聞いておきたいと思ひますことは、どうもたびたび申し上げて、自治庁からもお話しいろいろ伺つておるのでございまして、この機会に大蔵省にお聞きしておきたいのは、例の、これも地方財政に關係のある問題の特別とん税の問題であります。これのできた経緯を大蔵省は大體御存じだと思ひますが、この問題は、予算総額からいへば、政府の方は、これは六億くらいですか、きわめてわずかなものです。これが問題になりますのは、従来港の維持管理というものを建設省が受け持つておった当時では別であります。現在は御承知のように港務法ができて、地方の自治体はこれを全部維持管理することになっておる。そういう事態になって、とん税についての譲与の問題が、この制度をこしらえたときからいへば議論になっておるのであります。従つて地方自治体では、維持管理の費用が要するということ、もう一つの問題は、御承知のように船舶に關する固定資産税が大體三分の一度に下げられておるといふこと、そこで港を持つております自治体としては、財政的には、維持管理しなければならぬ、それから船舶に對する固定資産税は従来よりも三分の一度に減つてきておる、こういう現象が出てきております。同時に港のこれから先伸びようとするものは、維持管理だけではなくして、非常にたくさん費用が要するようになる。こういう關係から考へて参りますと、今特別とん税ととん税の二つに分けておりますが、これはすみやかに地方の自治体に譲与税として全部委譲するということ、この税の本質、さらに経緯から

いつても正しいんではないかというところが考へられるが、この点は大蔵省はどうなんですか。どうしてもやはり六億ばかりのものを大蔵省が握つておられなければ悪い、こういうことになるのですか。

○石原政府委員 とん税の地方公共団體に對する委譲の問題でございますが、とん税は、その税の性質から申しますと、港務使用料ということでございます。港務使用料といたしましては、入港料を徴収しておりますし、港務施設につきましては国が予算によりまして助成をいたしておるわけでありまして、従ひまして、またもう一つ考へられなければならぬことは、とん税の課税問題というものは、國際間の協定の對象となる。従ひまして國の税金として統一性を持つておりませんと、協定の場合におきまして不適當な場合が出てくるというようにもございします。で、地方財政全体といたしましてどういたすかという問題は別にありますが、思ひますが、そのうちでとん税だけを取り出して譲与をいたすということに對しましては、大蔵省といたしましては、御賛成を申しかねるといふことでございます。

○門司委員 今の議論は私はどうかと思ひますが、この税金ができた経緯等は、大蔵省も御存じでしょうから、あまりくどく言いません。問題になりますのは、今申しましたような港の維持管理といふことは地方の自治体が責任を持つてやらなければならぬ。それから財政的の効果も一つこの際大蔵省は考へていただきたいと思ひます。それはなぜかと申しますと、大蔵省は一兆何千

億という税収の中から六億はどつちを向いても大した財政的影響はないと思ふ。地方の港務を持つております土地というものは、六億といふものはかなり財政効果がいへば大いなる状態といふのは、いろいろ問題はございしますが、やはり何となく地方の自治体が整備をしていくという建前になつておる。その利益するところは、やはり國の貿易経済だといふことは間違いない。この國に付ながる一つの仕事を地方の自治体の固有の事務として今日やつておられます限りにおいては、國はやはりこういうとん税といふものがあつて、それを特別とん税ととん税と二つに分けて、特別とん税はそつちだ、とん税はおれの方だといふこととなく、やはり一本の姿で地方自治体にこの際出すことが財政効果からいへばあるのじゃないか、こういうことがこの際考へられる。だから船舶の固定資産税を三分の一にしたといふようなことも、いわゆるいろいろな船舶關係に對する施策の面から出てきておる一つの問題が、自治体が三分の一でよろしゅうございします。國の方で法律で定めたから仕方がないといふことになつたので、すべてが國の施策である。それからもう一つの問題は、譲与税の問題のようになつてくる。國が一本でなければならぬと言われるなら、現在でもそれでしよ、例の入場譲与税ですか、あれなどはできたときは、あなたの方には、地方にまかしては取り方が少ないからおれの方で取つて地方にやるの

で、一割を取るのだといふことで法律を作つた。ところが、大蔵省でやつたら、地方で取つておると大した変わりはないので、現在では取つただけ全額地方に交付しているでしよ。だから國が取つたからといふて、地方に全部これをやつて悪いという理屈はないと思ひます。だからこの問題は、さつきから申し上げておりますような経緯もありまして、地方の自治体に持つていけばかなり大きな財政効果を現わすものでありまして、従つて政治的にいへば、實際的にいへば、当然地方に委譲すべき筋合いのものだ。また國が一応今のお話のように手続その他で取らなければ行政上まづいのだといふこととなら、國がお取りになるのはけつこりだと思ひます。特別とん税という形で地方にお出しになることが、今のところは私は適當だと思ひます。やはり今のお話のように、適當でないという考え方の根拠はどこにあるのか。私は、その点はおかしいと思ひます。か、私は、ただ単に國際的にどうかと考へたか、こういうことだけなら、國が取つて地方に譲つておるものの中に、今申しましたような全額地方に出しておるものもあります。國税として取り立てて全額地方に委譲しておるものが現実にあるわけですから、それにこだわらなくても私はよさそやなものだと思ひます。この辺はどうなんですか。

○石原政府委員 とん税の額は五億六千万円ほどでございますが、それに対して、先ほど申し上げましたように、國の歳費におきまして港務の關係の支出をいたしますものが、三十五年度の予算におきまして、一般会計の分

ただで二百八億七千二百萬円、それは漁港も入っておりますから、港灣だけで見ますと百四十四億であります。このほかに特別会計の支出がございます。従いまして港灣の施設をどういたしますかということにつきまして、国が別途の財政負担をいたします。冒頭に申し上げましたように、何と申しましてともん税というのは一つの流通税ということで課税をいたしておる分でございますから、港灣の使用料、あるいは入港料というよりなものは別途の問題に相なるかと思ひます。従いまして、金額は五億ほどの問題ではございますけれども、筋道からいたしましては、やはり国が徴収をしていくのが筋道だというふうに考えておるわけであります。特別とん税の場合は、船舶に対します固定資産税の軽減減額というときの異例の措置でございますので、適当前例だというふうには考へておらないのであります。

○門司委員 どうも大蔵省というのはものわかりが悪いところで困る。もう少しものををつきりしておいていただきたいと思うのです。御承知のように固定資産税なんかを安くしたということも、これは国の施策なんですよ。それからあなた方は港の方に金を出しているとおっしゃるけれども、それはお出しになるのが当然であつて、何も港を持っている地方自治体が日本から独立しているわけでも何でもありません。やはり日本の国内にあつて、日本の貿易に寄与していることは間違いない。やせん。しかし維持管理をするといふことは、今日の法律では、国として地方自治体の仕事としてまかせられるのかということを考えてくると、その維持

管理に必要な費用があまり地方自治体の大きな負担にならないようにしてやるということは、国策上からいってもそういうことは言えるんじゃないか。しかもさつき申し上げましたように、財政効果からいえば、国が一兆何千億という税金をとつておつて五億——私は六億だと思つておつたが、五億かをこらで、五億くらいが別にあつたから、なかつたからといつても、大した経済効果がないと思う。しかしこれが地方に入るといふことによつて、かななり地方の港灣運営というものは、私はよくなると思う。だから財政効果からねらつても、そういう措置をとられることが私は当然だと思ふ。何も、理屈

にこたわつておられるよりだけれども、さつきも言いましたように、同じ国税として取り上げて、しかも一応地方税であつた入場税を、おれの方が取るんだということで、いわば取り上げてみたけれども、どうもうまいかなにかつたといふので、また取り上げたのを全額地方に出すといふ不手ぎわをやつておるでしやう。だから私は、何もそこにこたわらなくてもいいと思ふのです。国がお取りになる筋道があるのなら國でお取りになつて、そのまゝ地方に出されることの方が、財政効果の上からいつても筋が通るんだし、そういうことが私は望ましい仕事だと思ふ。だから話を聞いているのであつて、そうこたわらない方がいいんじゃないですか、どうなんですか。やはりあなた方、これはこたわるのですか。

○石原政府委員 別に大蔵省はこたわって申し上げているわけではございませんので、五億何がしの金も、これ

は国の歳入で一般財源に充てられておるわけでございますから、その港湾の關係で要るものは要るもので出さねばならぬ。運営の關係につきましては、先ほど申し上げましたような入港料その他の収入もございますし、港湾を運営していくに伴います地方団体としての全体の収入もあるわけでございいますから、従いまして現在は港湾施設の改良、施設の改築ということを中心に金を出しているわけでございまして、今のようないき方で金を出しますのは、物事の筋道にかなっているのではないかというふうに考えて、そういう趣旨で申し上げているわけでございます。

○門司委員 あとまだ質問者もあるようです。私はいくらは二つだけ聞いておけば大体それでよろしいと思つたのですが、この前、政務次官がおられましたときにちよつと話をして、それとしてさらに阪上君からも資料の要求があつたのですが、税外負担の問題を一体主計局長どう考えているのですか。これは地方の財政計画の中に、こういうものが非常な額に上つたのがあつたわけですが、自治庁の方のお調べ等によると、二百五十何億くらいですか、書いたものに載つております。ところが、文部省から出ておる書類、さらに農林省が出ております農家生計調査ですか、あの本年度の分などを見てみますと、なかなかさういうなまやさしい数字じゃなさそうですね。大体われわれがその数字を計算してみますと、六百億ないし七百億あるのです。あるいはもつとあるかも知れぬ。それからそのほかに、御存じのように、この前もよく申し上げておきましたが、例

の法定外の普通税あるいは超過税率の
ごときは、秋田や岩手あたりへ行つて
ごらん下さい。五割から七割です。こ
れは非常に大きな超過税率を県税とし
ての住民税にはかけているのですね。
そういうことの税金が、大体この決算
書を見てみましても約九十億ないし百
億ある。こういうことで地方財政とい
うのはまかなわれているのです。だか
ら大蔵省がこういう問題について、そ
れは法律で取れるようになっておるの
だ、だから取ることは自由だというよ
うなお考えでこれを突つ放すお考えな
のか。しかも地方では、それで住民が
非常に苦しんでおるのであります。こ
の国民の税外負担と、それからさらに

申し上げました法定外の普通税、あるいは超過税率もできるだけなくしていくというような方針をわれわれはとるべきだと考えるのだが、大蔵省はこれに対してどういうお考えでしょうか。

○石原政府委員　税外負担というものはものにつきましたは、昨年でありましたとか、この委員会でお答え申し上げたことがあろうと思いますが、その実情が非常に把握に困難なのであります。自治庁の出しておられる数字、文部省の出しておられる数字、そういうものにつきましたも、私どもも承っておりますけれども、よく内容を伺ってみますと、なかなかこういふものでこれだけということにつきましてはの正確な基礎が十分でないように考えられます。

従いまして、まずどういふような税外負担の実情にあるかということにつきましての実情をまず把握することが先決だと考えております。それからもう一つは、税外負担というものは、これは私の方で申し上げるのも恐縮なので

ありますが、なかなかむずかしいものであります。御承知のように昭和三十五年に四百億の、シャウプ勧告に基づきまして地方財政平衡交付金に金を入れたわけであります。当時の状況としては、これで税外負担は解消できるということになっておりましたが、その後の実情も正確な把握ができないわけでありますけれども、なかなか事柄の性質上むずかしいことのようにであります。しかしながら、本来公費で負担すべきものは、やはり公共団体が公費負担していいのではないかと、この点はあると思います。ここらにつきましては、各地方団体がたとえは経費の節減であるとか、あるいは歳入

の確保であるとかいうような努力を通じて、まず充実をせらるべき筋合いいかかと思ひます。ただ今回のように、相当地方の財政状況もよろしいというより、なことに相なりますと、ある程度です、全体の財源の見合いからいたしまして、公費で負担し得るものはふえて参ります。一例をあげて申しますれば、教育費における財政需要の問題につきましても、今回はある程度の是正が可能であらう。そういう面からいきましても是正ができると思ひますが、いずれにいたしましても、まずそういうものが排除せられるような態勢が必要である。そういう努力をもう少ししていただきたいと考えております。

次に超過税率、法定外普通税の關係であります。これらにつきましては、各団体もやはり自主的な歳入の問題もございます。税金を取りまして、やや手厚い支出をいたしますとか、あるいは税金を取りませんで、支出の方でまかなうだけ内輪にいたす。これは地方団

席

第一類第二号

地方行政委員会議録第十三号 昭和三十五年三月十五日

さつき申し上げましたように、税法の

第十三号 昭和三十五年三月十五日

から申し上げませんが、大蔵省のもの

省事務当局のお考えですか。どうなん

は、国と地方との比較をいたしてみ

九

地があるのじゃないかと考えるのであります。

な。お最後の關係でございますが、國は、今申し上げておりますように、地方との財政とともにらみ合わせて予算を組まなければならぬことは、申すまでもございせんが、國におきましては、從來の國債のほか、たとえは賠償債務だけを見まして二千八百億といふような数字がございます。それ以外、債務もあるのでございます。それから、國といひまして、地方だけに起債を押しつけるというわけではございません。やはり団体の状況、経済の大きさによりまして起債がある程度までやむを得ない場合がございますので、そういうこともお考えをいただきまして、私どももいたしまして、國と地方との間に財政上のバランスというのは十分に考へて処置をしていかなければならないと考へておる次第でございます。

○門司委員 私はそんなことを聞いて
いるのではない。そういう数字はみんな
私の方ではわかっております。た
だ、何とあなたが言ったところで、地
方の財政はきわめて不健全な財政をた
どりつつある。どういふものができ上
がるか。まごまごしていると、地方の
税金は借金に利払いに持っていかな
ければ追いつかないような時期が近
づく。國の方は一銭の借金もしな
い——ただ賠償があるとか、あるい
は戦死者遺族の五万円の債券を出
したとか、それからというその借金
はあつてもいいからというその借
金はあつてもいいからというその
借金はあるかもしれない。しかし
せん。私はないとは言わない。しか
し、國の方の健全財政、健全財政とい
ふことをあまり考え過ぎて、地方の財
政は非常に借金がふえていく。そして

それはどういふことになっているかと
いえば、地方の自治体では、その借金に
ついて利息までもまだ払わなければなら
ぬ。住民が払わなくてもいいというな
らぬ。払った金ほどこへいくかとい
うと、政府の財政の中にみんな入って
くる。そうして政府はここのような財
政投融资——私は財政投融资の議論を
ここでしようとは考えませんが、五千
九百四十億ですか、かなりゆとりの方
ある財政投融资が行なわれておる。も
う少し地方の自治体は、今のようなお
考えではなくて、借金をしないで済め
ような形を大蔵省はとれないかとい
うことなんです。公共事業体のする
いろいろな仕事にいたしまして、借
金をしないで仕事のできるようには
してあげられないかということ。こ
ういう議論をする、しまいに防衛費が
どうだこうだということになろうか
と思いますけれども、大蔵省の心が
まえただけを私はここで聞かして
おいてもいいのではありませんか。
地方の方は借金もふえてもいいの
ではないか、地方の方だけは健全財
政で、地方の行政水準はどうかとい
うよりもむしろこれは書面でいただ
きたいと考えておりますので、委員
長から一つ請求をしておいていただ
きたいと思いますが、大蔵省の考え
とおる地方の行政水準というものは
、おのおのの行政に対してどうい
うところまでいけばこれが行政水
準であるとお考えになるのか。もし
計数的に書類が出ればこの際出し
てもらいたい。行政水準の問題で
から回りする議論をし

たつていつまでも切りがつかぬ。あるべき姿、学校教育については学校教育法なりあるいは教育基本法に定めた基準で日本の現在の不平常教育をなくすためにどれだけ金が必要になつてくるのか、あるいは道路、橋梁等はどうすべきか。政府から出ている資料を見てごらん下さい。資料はあなたの方にあるから、あなたも御存じだと思ふ。ごく最近出した書類を見ると、町村道ののごときは〇・五%くらいしか整備されてない。あなたの方の白書にはつきり書いてある。町村道は日本の大部分の国民が歩く道なんです。日本の人間は市町村に大体入るのであつて、東京のまん中と国会のあたりにいゝるわけではないです。日本の道路は大部分が住んでいるところの道路は、一%も整備されてないといふことがちゃんと書いてある。そういう日本の国民の住んでいるところの道路行政は、どういふ姿であるべきか。あるいは橋梁はどういう姿であるべきか。もしでれば全国の各都道府県、市町村の国道、市町村道の状態をどの程度まで引き上げるかといふか、それを行政水準だとお考えになつておるか。橋梁については、永久橋にするのか木橋にするのか土橋にするのか。現在は交通制限を受けておる橋がたくさんある。こういうものを直すにはどれだけ金が必要なのか。あるいは上下水道はどうするか、工業用水はどうするか。地方の自治体は、実際自分の持っている固有の事務に日夜悩まされている。これをどうすればいいか。あなた方がここで議論しているようなわけにはいかぬ。毎日そこを歩かなければならぬ。毎日そこを走らなければならぬ。大蔵省のい

行政水準のあるべき姿がどういふことかというのを、ごく近いうちに書類ではつきり出していただきたい。理屈があつて言っているのなら理屈を言いなさい。ないで理屈を言っているのならないと言いなさい。われわれはわからないのだが、ただそういう言葉があるから使っているのだというなら、そういう言葉があるから使っていると言うだけでもいい。根拠があつて、地方の自治体がいり過ぎているのだ、出過ぎているのだ、金はあるというなら、はつきりその根拠を数字で示しなさい。地方の自治体は現実にはそれに追いついていないのですから……。私はくどくど言わぬから、その資料をごく近いうちに、この国会の終わらぬうちに出していただきたい。それをもとにして地方財政がどれだけの必要なのかどうかというところを議論しましょう。こういうものをちつとも持たないで、ここで言葉があるからその言葉だけ使つてごまかされたのでは、こつちもかなわぬ。これは私の方がかなわぬというよりも、むしろ地方の都道府県知事や市町村長がかなわぬと思う。そこで最後にはつきり言つておきますけれども、あなた方が基準なんだというのを一つはつきりしてもらう。橋についても、これが基準なんだ、道路はこれでよろしいのだからということも言えて、数字が出れば出していただきたい。そしてそのことで議論することに私もはいいたいと思います。ぜひ資料を出していただいて、いずれ大蔵大臣に来ていただいた、その資料に基づいて議論をいたしましょう。そうしないと、

いつまでたつても国の財政と地方の財政の間の隔隔というものも縮まってこない。そうして地方の財政はむやみにいじめられる、というとし言い過ぎかもしれないけれども、窮乏な状態に置かれておつて、いつまでたつても日本の行政水準というものは上がらない。こういうことが考えられますので、以上申し上げたような資料を一日も早く出していただいて、大蔵省の見解をはつきり表明していただきたい、これだけ申し上げておきます。

○石原政府委員 門司委員の仰せでございしますが、ただいま門司委員の仰せになりましたような、橋をどうする、道をどうするということの意味におきましての大蔵省の考えます行政水準と申しますのは、これはちよつと調製をいたしました。やはり行政水準というのは相対的な觀念に相なりますので、たとえて申しますれば、とりあえずの、すし詰め教室解消五カ年計画におきましては、鉄筋率は五割だ、五割と申しまして、一つの不動産の行政水準ではないわけであります、現在われわれが考えます五カ年計画の目標は、不燃建築物を五割と見ているということに相なると思ひますので、ただいまの門司委員の仰せになりますような地方行政の全般を通じましての一つの客観的な水準というものは、ちよつと調製いたしがたいと思ひますので、御要求でございしますが、ちよつと調製いたしかねるわけでございます。

○門司委員 私、皮肉で言っているわけではないのですが、いつまで何年同じ議論をしたつてあつとも地方の自治体はよくならない。あなた方はよくなっている、よくなつていゝと言われ

○石原政府委員 門司委員の仰せでございますが、ただいま門司委員の仰せになりましたような、橋をどうする、道をどうするということのような意味におきましての大蔵省の考えます行政水準と申ししますのは、これはちよつと調製をいたしがたい。やはり行政水準というのは相対的な觀念に相なりますので、たとえて申しますれば、とりあえずのすし詰め教室解消五力年計画におきましては、鉄筋率は五割だ、五割と申しましても一つの不動の行政水準ではなないわけでありまして、現在われわれが考えまする五力年計画の目標は、不燃建築物を五割と見ているということに相なると思ひますので、ただいまの門司委員の仰せになりますような地方行政の全般を通じましての一つの客観的な水準というものは、ちよつと調製のたしがたいと思ひますので、御要求でございますが、ちよつと調製いたしかねるわけでございます。

○門司委員 私、皮肉で言っているわけではないのですが、いつまで何年同じ議論をしたってちつとも地方の自治体はよくならない。あなた方はよくなっている、よくなっていると言われ

るけれども、これをほんとうにするには、一応そういうのはっきりした数字の基礎の上に立つて議論をして、何年でこういうふうな解消すれば地方財政はこうなるのだ、国の財政はこうなるのだというはっきりした数字を出して、それから、防衛庁の拡張予算の数字だけははっきり出されたって、これでは日本の国はよくならぬですよ。今のようなことではなくて、出していただきたい。もしそれが出せないなら、あなた方は行政水準なんていう言葉を使いなさんな。むやみやたらに行政水準がこれならいいのだというよいことを言わぬ方がよろしい。もし言われるなら、その数字を出していただきたい。大蔵省の考えている行政水準はこのくらいだ、われわれの考えている行政水準はこのくらいだということを言いますから、それで議論しないと言がつかぬでしよう。いつまでたつたつて水かけ論をしているようで話がつかぬ。だから、大蔵省はそういうものはわからないのだという議論でなくて、一つ出していただきたい。それでいじめられたものを近いうちに出してもらつて議論をした方がいいと思う。数字は大体わかつているのでしよう。各省から出ている白書の数字を一つ一つ纏ぎ合はしてごらんない。厚生省から出ている白書を見れば、貧乏人と金持ちの差がこういふに伸びていって、生活水準の差がこういふに広がってき、生活扶助を受ける者はこうなんだ、失業者はこういふふうになるだろうと、みな書いてある。建設省のもので、橋がいか悪いか、道路がこうなるとか、あの数字を纏ぎ合はしてごらん

なさい、どういふものができ上がるか。一応の数字が出やしないかと私は思う。これは自治庁にも一つそういう数字を持ってもらいたいと思う。お互いがから回りの議論などというものはやめて、国の水準のあるべき姿というものを一応出して、そしてやはり国民に納得をさせるという政治が正しいあり方だと思ふ。終戦のどさくさも終わりました、大体もう終戦後じゃないという言葉が使われておりますから、この辺で一つ日本のほんとうの財政力なり行政の姿なり、お互いが研究し合つて議論をするところまで持つていって、それから、いつまでたつたつても、みんな何も根拠のないことで、ただ行政水準という言葉をだけ使つて、その行政水準は何だといへば、わからないこと、お互いが議論していることはやめたいと思ふ。だから、無理であらうが、一つ大蔵省でできるだけのものをこしらえてみて下さい。

○石原政府委員 当面、河川でどういふことを考へておるか、道路でどういふことを考へておるか、あるいはすし詰めの教室を解消するにはどうするか、話のうへにふうな意味におきます五カ年計画というふうなものはござります。ただ、それらのものは門司委員大御承知の通りのものであります。それらのものを寄せ集めまして、門司委員が仰せになりますような行政水準ということに相なりますかどうか。門司委員の仰せになる行政水準というものは、おそろくもつと先のところまで見たお話をしたいと思います。それはなかなかむずかしい。重ねての仰せでございませうから検討はしてみますが、門司委

員が仰せになるようなものはちよつとできかねるということを、正直に申し上げておいた方がよろしいかと思ひますので、正直にお答えを申し上げます。

○顧問委員長代理 阪上君。

○阪上委員 今の行政水準の問題ですが、この前も私は質問しておつたのですが、相対的なものであることはよくわかります。しかし、相対的なものであるからわからないという理屈はないだらう。そういうことを考へておつたら、いつまでたつたつてできてこない。相対的なものであつてもわかるはずだと思ふ。経済の成長率とか、そういうものをいろいろ勘案していけば、あるべき行政水準といふものが当然出てくるだらうと思ひます。なるほど、国の方で道路整備五カ年計画だとかいふものもござつておりますけれども、しかしそれは国道その他の関係においてあるものであつて、先ほどから問題になつてゐるような市町村道などといふものについては整備計画も何もできていないのです。従つて、道路の行政水準なんかどこにあるのかわかつたものじゃない。ですから、こういう問題については、わからないままではおつておつて、考え方でおられること自体に問題があるのじゃないか。そういうものを基準にして、何かわからぬものを頭に置きながら、漠然と地方財政の調整だとかいふような問題を議論されておる。いかげんにこういふものは結論を出してもらいたいというのを私は強く要望したいのです。これは要望です。

そこで、先ほど門司委員の質問の中であなたが答えになつた税外負担の問題なんでも、税外負担はやはり十二分に調査しなければならぬ、こういうことをおつちやつておるので、そこで、もうよほど前になるのですが、三十一国会でこの問題が出たのであります。大蔵大臣も見えておつたときであります。私から、自治庁が出しておる税外負担の資料といふものに対して、大蔵省の方では、どうもそれはまゆつばものだ、こういうことになつておつたので、それならば大蔵省は、どういふ数字を持っておるかといふことをお尋ねしたところが、大蔵省は持つていらつしやらない。持つていらつしやらないで、人が作つてあげたものに対して、適当じゃない。こういうばかげたことはあつたものじゃない。こういうことで、それならばできるだけ早く税外負担調査をやつてくれ、ということを要求してあつたのであります。あなたの方でもやるといふことになつておつた。出先機関も持つておるからできる、だからやる。そこでこれを待つておつたのですが、いつまでたつても出てこない。今国会の当初に、やはり大蔵省に対して私はそれを要求しておるのであります。いまだに出てこない。財政審議なんかできやしないじゃありませんか。一体いつ出してくれるのです。これを一つお答え願ひたい。

○石原政府委員 税外負担ということに相なりますと、非常に幅が広いのであります。その中の一部に相なりますPTAの負担、これにつきましてサンプリング的ではあります。調査をいたしてみたいということ、ただいまお述べになりましたように調査を進めたのでありますけれども、問題なんでも、税外負担はやはり十二分に調査しなければならぬ、こういうことをおつちやつておるので、そこで、もうよほど前になるのですが、三十一国会でこの問題が出たのであります。大蔵大臣も見えておつたときであります。私から、自治庁が出しておる税外負担の資料といふものに対して、大蔵省の方では、どうもそれはまゆつばものだ、こういうことになつておつたので、それならば大蔵省は、どういふ数字を持っておるかといふことをお尋ねしたところが、大蔵省は持つていらつしやらない。持つていらつしやらないで、人が作つてあげたものに対して、適当じゃない。こういうばかげたことはあつたものじゃない。こういうことで、それならばできるだけ早く税外負担調査をやつてくれ、ということを要求してあつたのであります。あなたの方でもやるといふことになつておつた。出先機関も持つておるからできる、だからやる。そこでこれを待つておつたのですが、いつまでたつても出てこない。今国会の当初に、やはり大蔵省に対して私はそれを要求しておるのであります。いまだに出てこない。財政審議なんかできやしないじゃありませんか。一体いつ出してくれるのです。これを一つお答え願ひたい。

○石原政府委員 今集計を取り急いでおるわけですが、今私の承知しておりますところは、いつまでにお出しできるかといふことはまだ見当を持っておりませんが、できるだけ取り急いで——現在まだ災害の方も残つておりますから、その方の仕事と並行させておるのであります。今、何月までならということとはちよつと申し上げかねます。

○阪上委員 これは一つ早く出して下さい。出さなければいけませんよ、ほつておいては。

それから同じく税外負担の問題で門司委員の質問にお答えになつた中で、当然公費をもつて負担すべきものとい

うものを考えなければいけない、そのの
ことについては当然をそれまで負担しな
ければならぬ。こういうあなたのお客
えであったのですが、公費をもつて負担
すべきものということをきめる根拠は
一体どこに求めておられるのですか。

○石原政府委員　仰せの通りなかなか境界がむずかしい問題だと思います。たとえばPTAのいわゆる負担にいたしまして、普通の教材の問題から、ピアノでありますとか、あるいはもつと進んで大きな体育館でありますとか、いろいろなものがございますかから、そこにどういう境界を置くべきかということは、なかなか判断を要する問題だと思いますが、それにつきましては、大体今考えられております普通の水準を頭に置きまして、線を引いていかなければならぬ。その境界の問題につきましては、各個のケースにおきまして、こちら辺が今の境界であろうというふうに線を引いたもので考えざるを得ないと思います。

○阪上委員 行政水準に基準を置くと言われるのでありますが、その行政水準がわかっていない。こういうことなので、結局においてこれは基準がなない、こういう言い方になると思えます。そういうことじゃなくて、法定外の負担というものははっきりしてきます。受益者負担というものははっきりしてくるのじゃないかと私は思います。そこでこの際、少し深く入り過ぎるかもしれませんが、受益者負担というものをどうお考えになりますか、一つ局長から伺っておきたいと思います。

○石原政府委員 土木の関係におきましては、おのこの法律の關係がござい

まして、受益者負担の規定がございます。それに基づいて受益者負担ということを言うわけでありますが、それ以外の、やや広義な意味におきます受益者負担というものが、あり得るわけであります。お尋ねはその点かと思えます。

すが、いわゆる税外負担というものは、今申しましたような受益の關係と結びついているというような場合におきまして、これはむしろ公費というより受益者として当然負担すべきものということがあると思います。今具体的な觀念といたしまして、どこまでが受益的な負担であり、どこまでが本来の公費で支出すべきであるかということにつきましては、具体的な場合におきまして判断をせざるを得ないかと思えます。

○阪上委員　しつこいようですが、受益者負担の概念の中に、公共事業にも受益者負担が当然しかるべきだ、こういうようにお考えになりますか。

○石原政府委員　公共事業におきま

ては、法規に基づきまして受益者負担金というものを課せられるのが原則であります。そのおのおの場合におきまして受益者負担を取りますのは、法規に基づく問題であるかと思えます。

○阪上委員 公共事業における寄付金は、どうですか。

○石原政府委員 寄付金というものが、大体今議論せられておりますが、税外負担に合致する觀念かと思いますが、その寄付金のうちで今申し上げたような各種のものがございまして、公費に

属すべきものと、しからざるものがあるというふうに考えます。

○阪上委員 この税外負担の問題につきましては、自治庁から出ている資料等を見ましても、大体PTAであるとか、教育関係の行政費であるとか、あるいはまた消防関係のものであるとか、その他町内会、部落会、そういう

ものに対するものとかが出てきておりますが、そのほかに、先ほど申し上げましたように、非常に見分けのつかないものがたくさんある。河川行政の面でも、道路行政、福祉行政、厚生行政の面でも、非常にいろいろな点で不明確なものがあります。でありますので、これは大蔵省におかれまして、私はこの問題はずっともつと掘り下げて追及されなければならぬ問題だと考えておりますので、ただ単に自治庁だけの資料が基準になってはいけなとも考えます。従つて、大蔵省の方で今非常に出し渋つておられますけれども、計数整理がどうのこうの言つておられますが、おれわれは、今ごろこんなことを言われるのは心外なんであ

りまして、できるだけ広範囲にわたって税外負担の実情を調査されまして、それに対する公費支弁というよりな区分につきましても、明瞭な線を出していただいて、提出をしていただきたいます。これを一つお願いしておきます。

○総務委員 長代理 川村君
○川村委員 時間がたっておりますが、地方財政計画に關係してお尋ねするわけですが、国民健康保険というのは、今の政府の重要施策になっております。私の記憶にあるところでも、たしか三十五年度二百七十六億ですかの医療費の負

が、これについて主計局長は、皆保障の重要施策の遂行についてどういう早通しなのか。来年度一応完成という目当てがあるのか、そういう点についてあなたの考えを一つ聞かしてもらいたい。なるだけ簡明率直に願います。

○石原政府委員 国民健康保険の助成費は二百七十六億八千万円でございまして、ただいま仰せられました療養給付費の補助が百八十三億、財政調整交付金が四十四億、そのほか事務費でございしますが、皆保険達成の關係といたなしましては、三十五年度中に六百十八万九千人の新しい被保険者の増加を見込みますと、年度末におきまして四千八百十一万二千人、これをもちましていわゆる皆保険が達成したといふのすのであります。従いまして平年度といふたしましては、三十六年度から平年度になつては、三十六年度から平年度になるわけでありますが、達成は三十五年度中に申し上げた数字に到達という目標でやつておるわけであります。予算もそれと見合うようにやつており

ます。

○川村委員 それは自信があつてやつておられるとは思いますが、そこで自治庁にちよつと聞きますが、今市町村で国民健康保険を実施しておる団体と実施していない団体、これはどういう工夫をなされておるのですか。

合になつておりません。

○奥野政府委員 昨年の七月一日現在におきまして国民健康保険税を課してある団体が二千七百七十五団体で、全市町村数の七七％に当たつております。

○川村委員 そうすると残りの二三％は、大蔵省のあれでいくと本年度中には

実施しなければならぬということになりますね。

○興野政府委員 国民健康保険税を課税しませんで保険料を収入している団体も若干あるわけですが、その団体数がどれくらいあるか正確にわかりませんと、実施していない団体数がさらに明確になるのですが、今少し調べまして

明確にいたしたいと思います。

○川村委員　それらの正確な資料を用意しておいていただきたい。それから自治庁からいただいた資料によりますと、国民健康保険の徴収成績というものがついておるわけですが、これは三十三年度の調べになっておりますが、収入歩合が平均して七八％、現年度分が八九・八％、過年度分が四四・五％が滞納分が二四・八％。そうすると、の徴収率というものは、われわれが期待したほどのいい成績とは思いません。これは自治庁に聞きますが、一般の住民税等の徴収歩合とどうなんでしょうか、この比率は。

○後藤田政府委員　国民健康保険税の徴収歩合は毎年向上はいたしております。

すけれども、住民税なりその他の税と比べますと、若干低目でございます。

○川村委員 国民健康保険の医療実施については現在でも非常に問題があるようであります。この保険料の徴収が非常に悪かったりなどしておるのが実

態だとわれわれは見えておる。従つて市町村がこれを完全に運営していくために持ち出してやつておる分が相当にあると思う。一昨年の秋でしたか、自治庁から資料をもらつたと思いますが、数字は覚えておりませんけれども、一国民保険の赤字というのは現在どの

れとして、五％は今申し上げましたよ
うな調整のものに充てておるわけであ
りまして、国民健康保険を経営いたし
ております団体の赤字は、ある程度そ
れによってまかないがつく面があると
思います。それ以上に、過渡的にある程
度赤字がありまして、それを負担する
というよりな実情にあるいはなるかと
存じます。ただ将来にわたります制度
といたしまして、常に一般会計から一
定の割合を地方団体に繰り入れるとい
うよりな制度が適当かどうか、現在の
制度の建前はそうなっております。
お話の点はお検討をいたして参りた
いと思います。私どももいたしまして
は、財政調整交付金をもつて、でき
だけそういうような赤字を調整して参

厚生省もそういう考え方かと思ひます。

○川村委員　今主計局長は財政調整資金のお話をなさったのですが、大体私が尋ねておるような問題についての実効は何もないでしょう。その他のいわゆる保険を扱っておる事務関係とか何とかの方に多く回つたのであって、私が言っておるような、赤字を出したりなどして、国民健康保険の運営に非常に支障を来たしておるようなところに大きな実効を上げていないでしょう。

今検討なさるということであります。

れども、ぜひ一つ、全国民を対象にしておるのですから、財政需要の中に取
り上げて見ていくというような点につ
いて、十分自治庁、大蔵省との間で話
し合っていたきたい。それからさっ
きお願いしておったように、いろいろ
国民健康保険に関係のある資料がで
きましたら見せて下さい。

それから長官にこの際聞いておきますが、いろいろわれわれ地方財政計画等を中心と論議しているわけなんです、地方交付税の改正案は、これはもう提出できるようになりましたか。

○石原国務大臣 一両日中に提案できると思っています。

○川村委員 私、詳しくはむずかしい話は聞きたくないのですけれども、大蔵省といふいろいろ調整なさっておった点は調整がついたわけですか。あの点はどういふふうに調整ができましたか。

○石原国務大臣 自治庁当局といたしまして、この交付税の配分方法については、御承知のようにできるだけ傾斜配分といえますか、貧弱団体にたくさんいくように工夫しておるのであります、その工夫に対してさらに大蔵当局で、もう少し工夫したらどうかというふうな意見もいろいろ出まされて、そういう面について若干検討をしておったのであります、大体意見がまとまりそうでございます、私はきょう中にでも出せるようになるんじゃないか、変な話でございますけれども、決裁は全部済んでおる。総理府令の中の書き方の問題だけでいろいろ議論しておったのであります、おそくとも明日あたりには出る、かように思っております。

○川村委員 基準財政収入額の算定の問題で、この前私が大蔵大臣に会いましたときに、九〇%にしろとか、八〇%にしろとか、僕たちに直接に話がありました、あれはどうなりましたか。

○石原国務大臣 あの問題は私も別に議っております。

○川村委員 主計局長、今の問題ですね。基準財政収入額の算定方式、府県が八〇%、市町村が七〇%、これは自治庁の従来の考え方通りに大蔵省は了解をされているんですね。

○石原政府委員 大蔵省といたしましては、やはり七割、八割を八割、九割に上げるべきだという考えを持っており、当面法律を出す関係については、自治庁長官が今申されましたように、一両日中に結論を得て提出をいたしたいと思っております。

○川村委員 それではまだその点は意見調整ができていないわけですね。

○石原国務大臣 大蔵省は大蔵省としての希望を持っておるといふことであります、何も大蔵省の希望で全部がで上がるわけじゃないのであります。大蔵省の考え方を今言われただけのことでありまして、一両日中に必ず提案になるというのをはつきりここで申し上げておきます。

○加賀田委員 関連して、そうすると特別懸容補正の問題はどうなったんですか。

○石原国務大臣 率直に申しますと、大蔵当局の希望としては、特別懸容補正にさらに一そうウェイトを置くべきじゃないかという希望であったのであります、しかし、傾斜配分をやる考え方としては、必ずしも特別懸容補正を強化することだけがその方法でもございませぬので、われわれの方としては、いろいろの意見を言い、案を出しまして、実態においては後進地域、未開発地域に少しでもたくさん交付税が合理的にいけるようになればいいのでありまして、そういうことで今意見調整

をやっておるわけでありまして。大体結論に近いことになったと考えております。

○加賀田委員 それではこれは交付税の改正案ができてから論議すべき問題で、ここで深くやる必要はないと思いますが、ただ大蔵省に聞きたいのは、昭和三十三年だったと思うのですが、交付税の配分でいろいろ問題が起ころうと、貧弱団体に對する財政支出が非常に少ないというところで、大蔵省は一時交付税の金の交付を中止するといふような混乱状態が起ころうとしたわけですね。

○石原政府委員 三十三年に混乱状態が起ころうとしたとおっしゃいますのは、あれは今の特別懸容補正に關係をいたしましての二十三億ほどの金を特別交付税から激減緩和の意味で出したときのお話かと思ひますが、大蔵省といたしましては、そのために交付税の支払いをためるといふことはそのときはいたしておりません。ただこれは大蔵省だけでなくて、相当地方団体にもいろいろ原因があったことは御承知の通りであります、その措置をどうするかというのを相談いたしたことはございます。

○川村委員 それでは今の交付税のことは出てきてから大いに論議をされなければならぬことになりませんか。ただ主計局長は先ほど門司委員の質問でしか、お答えになつた言葉の中に、こ

としは交付税は昨年に比べて約三百八十億近く伸びておる。なるほど三百七十九億でしたか、昨年に比べて増にはなつております。しかしそれは御承知の通り、初めの三十四年度の財政計画に對しての増であつて、実質はそれよりも百五億程度少ないのです。二百七十億という実質の伸びにしかならぬ。そういうことを、非常にたくさん交付税が伸びておるといふ考え方で見て下さると、われわれとしてはちよつと心外なんです。そういう点も十分考慮して、そして自治庁当局と十全なる折衝を遂げて、なるべく早く交付税法の改正案が提出されるように、でなければ、財政計画はかりで、そういう中身のいろいろな論議ができないといふことになりまして、われわれとして非常に困るわけなんです。そういう点を一つこの際あわせて申し上げておきたいと思ひます。

○額田委員 長代理、次に、公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。

○門司委員 ごく簡単に一つだけ聞いておきますが、御承知のようにこの法律の改正は、単に従来の資金の十五億を十八億に改めるといふこと、それから農林漁業金融公庫からの委託を受ける、この業務の拡大と、二つであります。どうも三億ばかりふやしたのでは実際の現在の公営企業金融公庫の機能

能というものを發揮するわけにはいかないのじゃないかといふふうな気がするのですが、これは御承知の通り、こ

としから工業用水も入りますし、それから電気だとか、ガスだとかいふような準公営企業といふもの、そういうものがあるんだん含まれてくると思ひます。従つて起債の面その他では多少ふやしておると思ひますが、かんじんな公庫の資金が三億だけでは実

は少ないような気がするので、これに對して増額の必要があると思ひますが、これに對する自治庁の意見はどうですか。

○石原国務大臣 最初の問題、私から御指摘のように、三億で私も少ないと思ひます、実は要求しておつた額はもっと大きかつたのであります、結論といたしまして三億といふところに落ちついたのであります、できればもう少しふやしてもいいかたつたのであります。今後、明年度あたりさらに努力を続けたいと思ひます。

○奥野政府委員 農林漁業の融資ワクは、一億三億五千万円といふことに予定をいたしておりますが、しかしこれは融資の問題でございますので、今後なお運用に際しましては弾力のある考え方を参りたいといふことで、農林省当局と話し合ひをいたしておるわけでございます。

○門司委員 今長官から、もう少しふやしたい意向があつて、そういう要求

をされたと言いますが、この際、この公営企業のワグといいますが、非常にたくさんのお仕事をなさっているわけでありまして、御承知のように五年後にオリンピックがくるという形を示しておられます。それまでに間に合わせるためには、かなりここで、一時的ではあっても十分な資金をあてがいまさんとやれないのじゃないかという考え方が出てくるのです。設備その他についても地方の自治体はかなり金を使うでしょうし、国がオリンピックをやるといふのだから、地方の自治体でもやらぬというわけにはいかない。かなりの増額が必要になってくる。それにこれにて水道と下水の問題を一体どうするかということが非常に大きな問題だと思ふ。だからできるだけこういう機会、という少し語弊があつて、大蔵省はきつかりかもしれませんけれども、やはり自治庁としては、時代が強く要求しておるときに、こういう資金をたとい一時的にでもふやして、事業の完遂に遺漏のないようにしていくということが私は特に必要ではないかと思ふ。普通のときなら大して問題にならないかと思ふが、どう考えても五年後のオリンピックの状態を考えますと、結局上下水道の完備というのは、工業用水と同じように急を要する問題だと思ふ。従つて、やはり自治体には相当の融資をつけておいてもらわないと困るのじゃないか。下水というのは、特にこの場合よけいな話をするよりですけれども、この間ドイツから帰つてきた炭鉱労働者の話を聞いてみますと、日本に帰つてきて何が一番困るかといふと、便所だと言ふ。ドイツでは炭鉱の労働者の住宅も全部水洗に

なつていて、ちつともくさいにおいがしない。うちに歸つて炭住に入るとしばらく困るだらうといふことを率直に連中は言つておるのです。こういうことはやはり今度のオリンピックで、方々でやりますので、下水の仕事などというものはできるだけ進めておきたい。ちよいどいい機会といふと大蔵省にまた怒られるかもしませんが、とにかくこういう機会に大蔵省も了解して、少し幅を広げたやり方をしようといふことが私はよろしいのじゃないかと考へる。その点について一つ、まだ五年先でありますから、ことしこういうことにきめたからこれをふやさないといふ大蔵省は言ひかもしませんが、大蔵省の考へ方はどうなんですか。この辺に資金をつぎ込むことはむだじやないと思ふ。民間企業に三千六百億もの融資をするなら、ちつと考へたらどうかと思ふのですが、一体どうなんですか。

○石原政府委員 ただいまの門司委員のお話、ちよつと私はつきり何い漏らしたのでありますが、上下水道の起債のワグをふやせといふお話でありますか、あるいは補助のワグをふやせといふ問題でありますか。

○門司委員 事実上の問題として、私は金融公庫の金を少しふやしてもいいたいと思ふのです。そうしてやはり基本になる金融といふものが十分に行なわれるような基金をこの際増額しておいてもらふことの方が、今申し上げましたように五年後のオリンピックに備へての仕事が非常にふえますから、地方の自治体は特に下水の仕事はふえらふと思ふのです。またふえなければならぬと思ふ。そういう面を考へて参りますと、この金庫の基金といふものは増

資をする必要があるのではないかと思ふのですが、この点について大蔵省の見解を聞いておきたいと思ふのです。

○石原政府委員 ただいまの公営公庫の資金ワグをふやせといふお話であります。本年度も公営企業の関係におきましては、華公営企業を含めまして二百四十億ほど実はふやしておつたかと思ひます。そのうちで上下水道が幾らになつておりましたか、公営企業の特に金融公庫の関係といふことで仰せられますと、今のオリンピックの関係あたりで見ますと、東京あたりは公営企業金融公庫とは別の資金ルートに相なりますので、全体といたしましては大蔵省といたしまして、公営企業なかんずく環境整備と申しますか、そういうものには資金のワグをできるだけふやすようにしておるわけでありまして、本年度といたしましては、華公営企業を含めて二百四十億をふやすといふところで、大蔵省の仰せられませんでしたような方向に向いておると思ひます。

○門司委員 ちよつと誤解しておるのです。それは起債やその他の面ではそういうことになっておるかも知れませんが、私の言ひのは、ここにある基本になるものを三億ばかりふやしても大して効果がないのじゃないか。だからほんとうの基本になる基金をふやしてもらいたい、こういうことなんです。

○石原政府委員 出資といふことに相なりますと、これは何を目標にして出資をいたすかといふことであります。一つは、出資もある程度運用せられまから、その運用益を持ちまして人件費、事務費をまかなうという点がござ

います。この点もございまして従来も出資の増加をいたしてきたわけでありま。大体人件費、事務費をまかなひます意味におきましては、出資はもうこの程度で十分かと思つております。

○門司委員 別の問題であることはわかつておるのです。私は、やはりこういう機会に基金をふやしていくことが必要じやないか。一体今日の金融公庫の状態でもよろしいかどうかという議論が出てきましたが、きょうこれからしておるとかなり時間が長くなりますからいたしません。少なくとも公営企業のワグが広がつておりますので、それに対応するところ、それから需要も非常にふえるといふことは目の前に見えております。地方自治体ではかなり多くの仕事をしなければならぬようになると思ふのです。これは東京都だけではありません、オリンピックの施設その他に対する資金計画は別の起債その他でまかなえるかと思ひますが、少なくともその中心になる基金だけはもう少しふやす必要がありはしないか、こういう気がするから大蔵省に聞いておるのであつて、大蔵省はこれで、出さなくてもいいというお考えのようですが、今の答弁では私は納得し

がたいのです。どうでしょう、こういう金融公庫を設けた趣旨からいって、起債その他が円滑に運ぶようにという公庫を設けてやっておりますので、その一つの潤滑油の役を果たしておる公庫の基金があまり少ないのは感心しないと思ひますが、もう一ぺん大蔵省の見解を聞かしておいていただきます。

○石原政府委員 資金調達の問題におきましては、政府といたしましては保証いたしておきますので、出資とは一応別に資金調達はできるわけでありまが、その基礎を健全にいたすという意味でのお話かと思ふのであります。今申し上げたように、事務費の点等から見まして、大体いいところへきておるといふ感じがいたしますが、なお検討いたしたいと思ひます。

○門司委員 別に質疑がないようではありませんか。――別に質疑がないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終了いたします。

○續編委員長代理 これより討論に入ります。別に討論の申し出もありませんので直ちに採決いたします。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○續編委員長代理 起立総員。よつて本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。

次にお諮りいたします。すなわち、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願いた

いと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○續議委員長代理 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。
本日は、これにて散会いたします。
午後一時二十分散会

〔参照〕

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第五〇号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕